

新生児特別給付金給付事業の実施について

企画部企画調整課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況の悪化に伴い、出産し、子育てを行う世帯の経済的支援及び子供の健やかな成長を支援するために、国の特別定額給付金の給付対象とならない令和2年4月28日以降に生まれた新生児を対象に、一人当たり10万円を給付いたします。

記

- 事業名称** 新生児特別給付金給付事業
- 給付対象児** 令和2年4月28日から令和3年3月31日に生まれた新生児
- 給付対象者** 令和2年4月27日から申請の日までにおいて、引き続き、本市の住民基本台帳に記録されている給付対象児の母
- 給付金額** 新生児一人当たり10万円
- 事業開始日** 令和2年9月1日（火）